

平成18年 8月

第7回 成年後見制度の利用

稲垣 創平

成年後見制度というものを御存知でしょうか？

成年後見制度とは、ある人（以下、「本人」）の判断能力が十分でない場合（知的障害者や精神障害者など）に、本人を法律的に保護しサポートしていくための制度です。例えば、預貯金の解約、売買の契約等をする必要があっても、本人に判断能力が無ければそのような行為はできません。このように、判断能力が十分でない人のために家庭裁判所に援助者を選任して頂き、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

成年後見制度は、本人の判断能力の状態によって大きく3つに分類されます。

- (1) 成年後見……本人の判断能力が殆どない
- (2) 保 佐……本人の判断能力が著しく不十分
- (3) 補 助……本人の判断能力が不十分

当事務所では、あるお客様の「成年後見人の申立」のお手伝いをさせて頂き、先日家庭裁判所から認可を頂きました。その申立の趣旨なのですが、「相続人の代理人」です。内容はと言いますと、昨年5月にAさんがお亡くなりになり相続が開始しました。相続人はAさんの配偶者（以下、「Bさん」）とAさんの子2人。ところが、遺産分割が整う前にBさんが脳梗塞で意識不明となってしまう判断能力がなくなってしまったのです。そうになると、遺産分割を行うことが出来ません。そこで、当事務所ではとりあえず未分割の状態でも相続税の申告書を提出し、家庭裁判所にBさんの成年後見人の申立をしました。そして申立準備を始めてから約2ヶ月、やっと家庭裁判所から認可を頂くことが出来たのです。これにより、Bさんの成年後見人が遺産分割に参加することができ、遺産分割が整うこととなります。

このように成年後見制度は、相続の遺産分割にも活用することが出来ます。ただ、誰でも申し立て出来るのか？申し立てすればすぐ認可が下りるのか？と言えばそうではありません。成年後見制度の認可を受けるためには長い道のりがあるわけです。

今回は、成年後見制度の手続の仕方についてお話しします。